

工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針

(昭和59年3月24日決裁)

1 趣旨

この指導方針は、窒素酸化物対策基本方針(昭和58年12月6日決裁)に基づき、工場・事業場に対し、窒素酸化物排出量の低減を指導するため、必要な事項を定めるものとする。

2 低減指導内容

指導対象ばい煙発生施設を有する事業者に対し、当該施設の排出口における窒素酸化物の量を、指導基準以下となるよう指導する。

(1) 指導対象ばい煙発生施設

指導対象となる施設は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設で、別表1及び2の「ばい煙発生施設の種類」欄に掲げるものとする。ただし、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常用施設を除く。

(2) 指導基準

窒素酸化物の指導基準は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表1及び2の施設の種類及び規模ごとに定めた「指導基準」欄に掲げる量とする。

3 自動計測器による測定

指導対象施設のうち、排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ)が4万立方メートル以上の施設については、常時、窒素酸化物の排出状況が把握できるよう、自動計測器を設置することを指導するものとする。

附 則(昭和59年3月24日決裁)

この指導方針は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日決裁)

1 この指導方針は、平成8年4月1日から施行する。なお、別表2の指導基準は平成8年10月1日から適用する。

2 この指導方針の施行の際、現に設置されている別表2の施設(設置の工事がされているものを含む。)については、当分の間適用しない。

附 則(平成16年3月18日決裁)

この指導方針は、平成16年9月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日までに設置された別表2の施設(設置の工事がされているものを含む。)については、当分の間適用しない。

別表 1

令大 別気 表汚 染第 1防 の止 項法 番施 号行	ばい煙発生施設の種類	規 模 〔 最大排出 ガ ス 量 立方メ ートル/時 〕	標準 酸素 濃度 〔 On % 〕	指 導 基 準 (C 立方センチメートル)						備 考
				4 8 年 8 月 9 日までに 設置された施設	4 8 年 8 月 1 0 日 から 5 0 年 1 2 月 9 日 までに 設置された施設	5 0 年 1 2 月 1 0 日 か ら 5 2 年 6 月 1 7 日 ま で に 設置された施設	5 2 年 6 月 1 8 日 か ら 5 4 年 8 月 9 日 ま で に 設置された施設	5 4 年 8 月 1 0 日 か ら 5 9 年 9 月 3 0 日 ま で に 設置された施設	5 9 年 1 0 月 1 日 以 降 設置される施設	
1	液体燃焼ボイラー	5 0 万以上	4	1 6 0	1 6 0	1 4 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	
		1 0 万～ 5 0 万未満		1 7 0	1 6 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	
		4 万～ 1 0 万未満		1 7 0	1 6 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	
		1 万～ 4 万未満		2 1 0	2 1 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	
		5 千～ 1 万未満		2 3 0	2 3 0	2 3 0	1 6 0 〔 2 3 0 〕	1 6 0	1 6 0	5 2 年 6 月 1 8 日 から 5 2 年 9 月 9 日までに設置され たものは〔 〕の 基準とする。
2	ガス発生炉及び加熱炉	5 千以上	7	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 2 0	1 2 0	
5	金属の精製又は鋳造の ように供する溶解炉	5 千以上	1 2	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 4 0	1 4 0	キューボラを除く
6	金属の鍛造若しくは圧 延又は金属若しくは金 属製品の熱処理のよう に供する加熱炉	1 0 万以上	1 1	1 4 0	1 4 0	9 0	9 0	9 0	9 0	
		4 万～ 1 0 万未満		1 5 0	1 5 0	1 4 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	
		1 万～ 4 万未満		1 5 0	1 5 0	1 4 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	
		5 千～ 1 万未満		1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	
9	セメントの製造の用に 供する焼成炉（乾式）	1 0 万以上	1 0	3 4 0	3 4 0	2 3 0	2 3 0	2 3 0	2 3 0	
		5 千～ 1 0 万未満		3 4 0	3 4 0	3 4 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	

令大別気汚染第1防の止項番施行号	ばい煙発生施設の種類の種類	規 模 〔最大排出ガス量立方メートル/時〕	標準 酸素 濃度 〔On%〕	指 導 基 準 (C 立方センチメートル)						備 考
				48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日までに設置された施設	54年8月10日から59年9月30日までに設置された施設	59年10月1日以降設置される施設	
				9	セメントの製造の用に供する焼成炉(湿式)	10万以上	10	250	250	
		5千~10万未満		350	350	350	320	320	280	
	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶解炉	5千以上	16	630	630	630	630	560	560	
	ガラス製造の用に供する溶解炉(前項掲げるものを除く)	5千以上	15	350	350	350	350	320	320	
	その他窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	5千以上	15	160	160	160	160	140	140	
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	5千以上	6	180	180	180	180	160	160	
11	乾燥炉	5千以上	16	200	200	200	200	180	180	
13	廃棄物焼却炉(連続炉)	4万以上	12	210	210	210	180	180	180	
		5千~4万未満		210	210	210	210	180	180	180
	廃棄物焼却炉(連続炉を除く)	4万以上	12	250	250	250	180	180	180	
		5千~4万未満		250	250	250	250	250	180	180
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉	5千以上	12	160	160	160	160	140	140	
24	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	5千以上	12	160	160	160	160	140	140	

別表 2

令別表第1の項番号 大気汚染防止法施行	ばい煙発生施設	規 模 (最大排出ガス量 立方メートル/時)	標準酸素濃度 (On %)	指導基準 (C 立方センチメートル)	
				平成16年8月 31日までに設 置された施設	平成16年9月 1日以降設置さ れる施設
29	ガスタービン	4万以上	16	10	10
		5千以上～4万 未満	16	20	20
30	ディーゼル機関	5千以上	13	100	100
		5千未満		—	100
31	ガス機関	5千以上	0	200	200
		5千未満		—	200
32	ガソリン機関	5千以上	0	200	200
		5千未満		—	200

この表の指導基準の欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_n、O_s、及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 窒素酸化物の量 (単位 立方センチメートル)
- O_n 標準酸素濃度 (単位 百分率)
- O_s 排出ガス中の酸素濃度 (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)(単位 百分率)
- C_s 日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの (単位 立方センチメートル)